



貨幣の徴税機能について : 10・11世紀のイギリス鑄貨

戸上, 一

(Citation)

国民経済雑誌, 128(6):38-58

(Issue Date)

1973-12

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/00171682>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/00171682>



貨幣の徴税機能について

—10・11世紀のイギリス铸貨—

戸 上 一

I

貨幣史上の大部分の期間について、貨幣とは铸貨¹ (coin, monnaie, Münze) であった。こんにち、貨幣の基本的な機能として指摘されているのは、1) 交換手段、2) 価値尺度、3) 価値貯蔵手段の3つの機能である。このうち価値尺度機能は、特定社会の貨幣体系が全体としてもっている機能であり、それゆえ現実には存在せぬ計算貨幣 (money of account) がこれを担うことも稀ではなかった。他方、交換手段、価値貯蔵手段の両機能は、実在の個々の貨幣 (铸貨) が担っていた機能であり、貨幣 (铸貨) 史上この2つの機能に最も多く言及がなされているのもそのためである。だが、われわれが歴史上の貨幣 (铸貨) を考えるとき、実在の個々の铸貨が担っていたもう1つの重要な機能のあることを忘れてはならない。担税貨幣 (tax money, monnaie impôt) と称されるものがそれで、発行権者の財源としての機能であった。

貨幣 (铸貨) の徴税手段としての機能を最も明確に指摘してきたのはスウェ

1 貴金属貨幣のうち、一般に铸貨・硬貨とよばれている種類の貨幣には、製造方法の違いから cast coin, hammered coin, milled coin の3種類がある。cast coin は粘土・木・砂などでつくられた铸型に、溶解した金属を流し込んで製造する。hammered coin および milled coin は、手作業と機械作業との違いはあるが、いずれも表面・裏面の模様を彫った上下2個の壓印 (打型) のあいだに地金をはさみ、それらを打ち合わせることによって製造される。それゆえ、言葉の厳密な意味における「铸造貨幣」とは cast coin のことで、hammered coin, milled coin はむしろ「圧造貨幣」といふべきである。そして、アングロ・サクソン時代のイギリス貨幣はすべてが hammered coin であり、その意味では「铸貨」という用語は適当ではない。しかし、「硬貨」という言葉には現代的な響きが強く、また、わが国では貨幣の「铸造」が長く行なわれていたせいもあって、他に適当な用語もない。そのため、あえて「铸貨」という言葉を用いているが、いうまでもなく、これは「铸造」された「貨幣」の意味ではない。

ーデンの学者ボーリン Sture Bolin である。彼は担税貨幣の発展をつぎのように説明している。² 1) 紀元前 7 世紀のリディアの鋳貨が最古の鋳貨とされているが、このときすでに鋳貨の額面価値のなかに国家の賦課金が含まれていたと推測される。すなわち、発行された鋳貨は単一の貴金属からなっていたのではなく、金と銀の合金だったのであり、したがって、かりに当局が極印を打つことによって金属片の等価性を保証することのみを意図していたとすれば、アルキメデスの原理の発見以前のこの時代、彼らは意図の実現をわざわざ困難にするような方法を選んだことになる。しかも、実際、リディアの鋳貨は量目こそ近似していたが、貴金属の含有量ははなはだしく相違し、1つの鋳貨が別の鋳貨の 1.5 倍以上の金属価値をもつことすらあった。とすれば、国家が極印を打つことで金属片の等価性を保証し、商人たちに便利な支払手段を提供するためにのみ鋳貨を発行したのではなかったということになる。鋳貨の額面価値を構成していたのは、鋳貨の金属価値に国家に支払われるべき賦課金をくわえた額ではなかったか、と思われる。2) 鋳貨の徴税手段機能は、帝政ローマ時代になるとかなり明瞭になってくる。紀元 100 年ごろ、ローマでは造幣された銀が未造幣の銀よりも約 $\frac{1}{3}$ 高い価値を賦与されていたことが知られており、また、埋蔵の証拠も、金属価値の相当な違いにもかかわらず、良貨と悪貨がともに流通していたことを示している。2 世紀の中葉から良貨の鋳潰しがみられるようになるが、これはドミティアヌス帝の denarius が新 denarius の金属価値を $\frac{1}{3}$ 以上上回るようになったためと考えられている。4 世紀初頭、コンスタンティヌス大帝により、安定した価値をもつ鋳貨として金貨 solidus が発行される。この solidus の額面価値は金属価値に等しかったといわれるが、しかし、法典は完全な量目をもつ真正な solidus の受領を強制している。このことは、solidus もまた額面価値が金属価値を上回っていたことを示唆し、そのなかに国家の賦課金が含まれていたことを推測させる。3) こうした事情にもかかわらず、ローマ鋳

2 Sture Bolin, Tax Money and Plough Money, *Scandinavian Economic History Review*, vol. ii, 1954, pp. 3-10.

貨の大きな特長は、それが有効性に時間的・空間的な制限をもたない貨幣 *denarii perpetui* だった点にある。このことは銀貨 *denarius* にも、金貨 *solidus* にも当て嵌まる。鑄貨のこの性格は 6 世紀ごろから変りはじめる。ビザンツ、アラブ、フランクの各鑄貨が、それぞれの政治的な支配地域に限って流通しはじめるのである。つまり、かつての世界通貨 (*universal currency*) としてのローマ鑄貨が姿を消し、特定王国の鑄貨 (*coin of the realm*) が出現したのであり、鑄貨の有効性に空間的な制限が生じたのである。同じころ、ビザンツ帝国において、ユスティニアヌス帝は、彼に先立つ諸皇帝の金貨を回収し、その有効性を消滅させた。鑄貨の有効性に時間的な制限がくわえられたのである。4) 8 世紀末葉に、シャルルマーニュが新しい「銀貨による貨幣体系」を樹立したが、このときの新銀貨 *denarius* にも受領が義務づけられている。事実、早期のカロリング *denarius* は金属価値を上回る額面価値をもっていた。この鑄貨が有効性に時間的な制限を附されていたことは、法令と埋蔵の証拠から明らかである。そのうえ、850 年ごろからは、埋蔵が近くの 1 個所ないし 2・3 個所の造幣所によって生産された鑄貨だけで構成されるようになってくる。有効性の空間的な制限が一段と強くなり、ごく狭い地域に限って鑄貨が流通するようになるのである。5) こうした傾向の一層強化された鑄貨が封建的貨幣 (*feudal money*) である。造幣権が封建的君主 (*local feudal overlord*) の手に移ってゆくにつれて、鑄貨は「特定王国の鑄貨」という従来の性格を失い、たんに局地的な有効性 (*territorial or local validity*) のみをもつ貨幣になるのである。

さて、ボーリンの説くような貨幣史の理解が正しいかどうかは別として、以上の叙述から、少なくとも、特定の鑄貨が担税貨幣であるための条件（あるいは担税貨幣であることを示唆する事実）は明白であろう。それは、1) 鑄貨の額面価値が金属価値を上回っていること、2) 鑄貨の有効性に時間的・空間的な制限がくわえられていること、3) 鑄貨の受領が法によって強制されていること、の 3 つである。このことはまた、逆にいえば、歴史上の特定の鑄貨にこのような事実が認められるならば、それが担税貨幣ではなかったかと一応は疑ってみ

る必要があるということでもあろう。

II

つぎに、鑄貨に担税させる具体的な方法とその限度について、ボーリンの理論³を紹介しておこう。

論理的にいうと、4種類の鑄貨がありうる。1) 一様な金属価値をもち、税金を含まない鑄貨、2) 多様な金属価値をもち、税金を含まない鑄貨⁴、3) 一様な金属価値をもち、税金を含む鑄貨、4) 多様な金属価値をもち、税金を含む鑄貨、である。このうち、いまわれわれにとって問題なのは、いうまでもなく、3) と4) である。

まず、3) の「一様な金属価値をもち、税金を含む鑄貨」から考えてみると、

同一の発行に属する鑄貨の量目を w 、造幣量（枚数）を n 、定率の税金を $1/a$ （ただし、 $a > 1$ ）とすれば、税金として発行権者によって徴収される貴金属の重量は nw/a である。また、地金 nw の提供者に手渡される鑄貨は、枚数ならば $n - n/a = n(a-1)/a$ 、重量ならば $nw - nw/a = nw(a-1)/a$ になる。

問題は、発行権者が良貨の鑄潰しを回避しながら、どの範囲まで w を小さくする（悪鑄する）ことができるか、ということであろう。（ここで鑄貨の品位は一定にしておく。）

いま、 w を小さくして w_1 とすれば ($w > w_1$)、発行高（枚数）はより大きくなり ($n \rightarrow nw/w_1$)、鑄貨の額面価値が一定である限り、発行権者の手許に残される金額（枚数）もまた大きくなる ($n/a \rightarrow nw/w_1 a$)、さらに、課税が定率である以上、地金の提供者が受け取る金額（枚数）も大きくなる ($n(a-1)/a \rightarrow nw(a-1)/w_1 a$)。

かりに悪鑄される割合を $1/x$ とすると、 $w_1 = w - w/x$ である。

3 S. Bolin, *State and Currency in the Roman Empire to 300 A. D.*, Stockholm, 1958, pp. 104-130.

4 この種の鑄貨は現実にはありえない。平均値より重い量目をもつ鑄貨がすべて鑄潰されてしまうからである。また、金属価値が多様であることと、税金を含まないこととは相互に排他的でもある。Cf. Bolin, *State and Currency*, pp. 107-108.

したがって、地金の提供者が受け取る鑄貨の枚数は $\frac{nw(a-1)}{a(w-w/x)} = \frac{n(1-1/a)}{1-1/x}$ になる。

ここで $1/a$ は定率の税金、 $1/x$ は悪鑄される部分（比率）であるから、当然つぎのような関係が成り立つことになる。

$$\frac{1}{x} < \frac{1}{a} \quad \text{ならば} \quad \frac{n(1-1/a)}{1-1/x} < n$$

$$\frac{1}{x} = \frac{1}{a} \quad \text{ならば} \quad \frac{n(1-1/a)}{1-1/x} = n$$

$$\frac{1}{x} > \frac{1}{a} \quad \text{ならば} \quad \frac{n(1-1/a)}{1-1/x} > n$$

すなわち、悪鑄される部分が定率の税金よりも大きくなると ($1/x > 1/a$)、地金の提供者が受け取る鑄貨の枚数が当初の発行高 (n) を上回るようになり、悪鑄以前の鑄貨を鑄潰して地金にし、造幣所へ持参することによって利益を得ることができるようになるのである。⁵

つけくわえると、最初に述べた 1)、2) の「税金を含まない鑄貨」は $1/a=0$ のばあいであり、そこではつねに $1/x > 1/a$ であるから、悪鑄が行なわれれば、かならず良貨（旧貨）の鑄潰しが発生することになる。これがグレシャムの法則である。また、 $1/x=1/a$ のときには、地金提供者の受け取り分 $\frac{n(1-1/a)}{1-1/x}$ が n に等しくなるわけであり、この時点までは鑄潰しが生じないことになる。

さて、以上で、鑄貨の発行権者が、定率の税金と同一比率に達するまでは、良貨の鑄潰しを回避しながら、悪鑄をなしうることが判明したが、とすれば、このばあい、発行権者の取得する枚数上の利益がどれだけの大きさなのか、一応考えてみる必要があろう。（ただし、ここで、地金の需給にかんしては、国家の独占的な価格は存在せず、自由市場の価格によって決まるものとする。）

まず、発行権者がみずがらの所有する地金を造幣するばあいには、量目を w

5 たとえば、当局が 2,400 グレインの地金 (nw) から、各 24 グレインの鑄貨 (w) 100 枚 (n) を造幣し、課税率が $1/4(1/a)$ であったとする。このばあい、地金の提供者が受け取る鑄貨の枚数は $n(a-1)/a=100 \times (4-1)/4=75$ 枚である。いま、鑄貨の量目を 16 グレインに悪鑄したとすれば ($1/x=1/16$)、地金の提供者が受け取る枚数は $nw(a-1)/w_1a=100 \times 24 \times (4-1)/(16 \times 4)=112.5$ 枚になる。しかも、このばあい鑄貨は悪鑄以前とまったく同一の額面価値をもっているのである。

から $w_1 = w(a-1)/a$ へと引き下げることにより、地金 nw から得られる鑄貨の枚数 n は $na/(a-1)$ に増加する。したがって、両者の差額 $na/(a-1) - n = n/a - 1$ が発行権者の取得する枚数上の利益である。これにたいし、悪鑄が行なわれる以前に発行権者が取得していた枚数上の利益は n/a であった。

このことは、造幣された貴金属と地金の価値の比率に変化がない限り（つまり、課税が定率である限り）、発行権者が自由市場から地金を買い入れて造幣するばあいにおいても同じである。すなわち、悪鑄が実施される以前には、発行権者は、いってみれば、 nw なる地金を、それぞれが w の重量をもつ $n(a-1)/a$ 枚の鑄貨で買い入れていたのであり、これが悪鑄後においては、 nw なる地金をそれぞれが $w(a-1)/a$ の重量をもつ n 枚の鑄貨で買い入れることになるわけだからである。

となれば、発行権者の取得する枚数上の利益は、税率 $(1/a)$ が $1/5$ のときには 25%， $1/4$ であれば 33.33%， $1/3$ であれば 50%， $1/2$ であれば実に 100% にも達する。したがって、悪鑄による発行権者の利益は非常に大きく、彼らが、他の方法、たとえば税率を引き上げることによって利益の増大をはかる可能性は大きくないといわなければならない。そのうえ、この悪鑄による方法が発行権者にとって望ましい別の理由もある。それは、この方法によると、地金の提供者もまたそれまでより、より多くの枚数の鑄貨を入手することができ、そのため地金の供給への不安が減少することである。

ところで、鑄貨の悪鑄が可能であり、発行権者によって実行される可能性が強いとすれば、その結果は、良貨と悪貨とが同時に流通することを意味する。つまり、われわれはこれまで 3) の「一様な金属価値をもち、税金を含む鑄貨」について考察してきたのであるが、考察の結果はそのまま 4) の「多様な金属価値をもち、税金を含む鑄貨」にたいしても妥当することになるのである。逆の方向からいえば、「税金を含む鑄貨」はその金属価値（ここでは品位を一定としているので、量目）が一様になるように慎重に調整される必要がないのである。「税金を含む鑄貨」は「多様な金属価値をもつ」ことが、必然とはいえないま

でも、より一層自然なのである。

以上によって、発行権者が w と $w(a-1)/a$ のあいだの量目をもつ铸貨を、铸潰しの危険をとまなわずに、同時に発行できることが明らかになったが、いま、変化の上限と下限を平均値を用いてあらわしておく、つぎのようになる。

問題の様式の铸貨の量目の平均値を m とすれば、 $w-m=m-w(a-1)/a$ なる関係が成り立つ。したがって、 $m=w(2a-1)/2a$ である。それゆえ、この様式の铸貨の量目の上限 (w) は $2ma/2a-1$ 、下限 $[w(a-1)/a]$ は $2m(a-1)/2a-1$ とそれぞれ平均値を用いてあらわすことができる。ボーリンは変動のこの範囲を「変化の自然の範囲」(natural range of variation)⁶ とよんでいる。

しかし、実際にはともかく、理論上、変化の範囲はこれよりもさらに大きくなることが可能である。そこで、「変化の極大の範囲」(maximal range of variation)⁷ について考えると、

まず、最高値はつぎのようになる。地金 mn を提供すると、引き替えに造幣所から $n(a-1)/a$ 枚の铸貨を受け取るのであるから、铸貨 1 枚あたりに供出しなければならぬ地金の量は、 $mn \div n(a-1)/a = ma/a-1$ である。铸貨の重量がこの数字 ($ma/a-1$) を上回れば、その铸貨を铸潰すことが利益を生むようになる。これが最高値である。

つぎに、最低値はどうなるか。明らかな点は、1) 平均値以下の重量の铸貨をいくら铸潰しても利益は生まないし、また、2) 铸潰しの限界を決めるのは、その様式の铸貨の量目の平均値であって、最低値ではない、ということである。それゆえ、平均値が変動しない限り、最低値がいくら下がっても铸潰しは起らないのである。となれば、理論上、最低値は無限にゼロに近づくことになる。ただ、実際には、そのようなことはありえない。おそらく最低値は、平均値から最高値とはほぼ等しい幅あたりに落ち着くことになるであろう。したがって、最

⁶ Bolin, *State and Currency*, pp. 118-119.

⁷ Bolin, *State and Currency*, pp. 120-121.

低値を x とすれば、 $ma/(a-1) - m = m - x$ なる関係が成立し、 $x = m(a-2)/(a-1)$ である。

もっとも、この「変化の極大の範囲」が当局によって採用される可能性は大きいとはいえない。それは以下の理由による。1) 技術的な困難がともなう。最高値を少しでもオーヴァしたり、平均値が少しでも下がると、たちまち、鋳潰しの危険性が生じる。それを避けるためには、非常に高度な技術水準が要求される。2) 変化の範囲を拡大することによって発行権者の利益が増加するわけではない。利益の大きさは、変化の範囲が小さいばあいとまったく同じである。発行権者にとって（枚数上の）利益の大きさを決めるのは、その様式に属する鋳貨の量目の平均値なのである。3) 変化の範囲が大きければ大きいほど、上限に近い重量をもつ鋳貨の他国への流出をまねきやすく、また、退蔵の増加が予想される。

さいごに、量目の変動が「極大の範囲」にあろうと、「自然の範囲」にあろうと、ともかく、以上の推論が正しいとすれば、特定様式の鋳貨の最高値 (w) と平均値 (m) とを現存の標本から知ることができれば、そこからわれわれは税率 ($1/a$) を計算することができるのである。

III

さて、われわれは、貨幣の重要な機能の1つに徴税手段機能のあったこと、鋳貨に担税させるには具体的にどのような方法があったのか、また、その範囲はどこまでであったのかなどを、ボーリンの所説を紹介しながら、ひとまず理論的に考察してきた。

つぎに、このような担税貨幣の実例として、アングロ・サクソン末期の銀貨 pening の考察にうつろう。

アングロ・サクソン時代のイギリスの貨幣制度は、10世紀後半、エドガ王 Eadgar の時代に大きな変革をみたといわれている。⁸ こんにち、エドガの幣制

8 Michael Dolley, *Anglo-Saxon Pennies*, London, 1964, pp. 24-25.

改革を示す証拠としてあげられているのは、1)13世紀初めのセント・オールバンの修道士、ロージャ・オブ・ウェンドウヴァ Roger of Wendover の記述、2)銀貨 pening の埋蔵の性格、3)残存鋳貨にみられる造幣所の数と分布の変化、の3つである。以下、順を追って説明する。

1) ロージャ・オブ・ウェンドウヴァの記述。彼はその年代記 *Flores Historiarum* の975年の項にづぎのように書いている。「そこで、彼（エドガ）は全イングランドをつうじて新しい鋳貨が造られるよう命令した。何故ならば、旧貨は端を削り取る者たちの悪行によってはなはだしく変造され、秤にかけるとペニ貨がほとんど半ペニ貨の重さもなかったからである。」エドガの幣制改革にかんする、これが唯一の記述史料である。ただし、正確でない部分も含まれている。エドガの改革の動機は悪鋳や変造を正すためではなかった。このことは、チェスタ、テトニイ Tetney, Lincs. などの埋蔵の証拠に照らしてみても明らかである。¹⁰

2) 銀貨 pening の埋蔵の性格。エドガの pening を含むイギリス諸島 (British Isles) の埋蔵は、全部で28個所が知られている。これらを、まず、i)地域によって分類すると、アイルランドが11個所、スコットランドが7個所、イングランドが6個所、ウェイルズとマン島がそれぞれ2個所である。つぎに、ii)埋蔵の規模によって分類すると、120枚より多いアングロ・サクソン銀貨を含む埋蔵が7個所、120枚以下で20枚以上のアングロ・サクソン銀貨を含む埋蔵が13個所、20枚より少ない埋蔵が8個所である。この最後のものは全部を合計し

9 Roger of Wendover, *Flores Historiarum*, s. a. 975, in: Dorothy Whitelock, *English Historical Documents*, vol. i, London, 1955, p. 258; R. H. M. Dolley and D. M. Metcalf, *The Reform of the English Coinage under Eadgar*, in: *Anglo-Saxon Coins — Studies presented to F. M. Stenton*, ed. by R. H. M. Dolley, London, 1961, p. 136. なお、原文はつぎのとおりである。"Deinde per totam Angliam novam fieri praecepit monetam, quia vetus vitio tonsorum adeo erat corrupta, ut vix nummus obolum appenderet in statera."

10 Dolley and Metcalf, *op. cit.*, p. 156.

11 エドガの pening とその埋蔵については、つぎのものを参照。Dolley and Metcalf, *op. cit.*, pp. 136-168; J. D. A. Thompson, *Inventory of British Coin Hoards A. D. 600-1500*, London, 1956, p. 3 et passim; J. J. North, *English Hammered Coinage*, vol. i, London, 1963, pp. 100-109.

でも20枚には充たない。さいごに、iii)エドガの pening が最も後代の鋳貨であるような埋蔵が21個所、エドガ以後の鋳貨を含む埋蔵が7個所ある。この7個所のうち、2個所だけがイングランドにあり、残り5個所はスコットランドと¹²アイルランドにある。イングランドでの出土は、エドガの末期の鋳貨、エドワード Edward the Martyr, エセルレッド二世 Æthelred (Unraed) の鋳貨からなっていて、外国の鋳貨は含まれていない。他方、スコットランド、アイルランドの5個所の埋蔵はいずれもヴァイキングの活動とむすびつけて考えられるもので、うち4個所には外国の鋳貨が含まれている。

以上のように、エドガの銀貨 pening を含む埋蔵は総数28個所であるが、そのうち僅かに6個所のみがイングランドにあり、しかもそのすべてが北部へ集中している。内訳は、エドガの鋳貨を最も後代とするような埋蔵が4個所、エドガ以後の鋳貨を含む埋蔵が2個所である。前者は、アングロ・サクソン銀貨522枚を含むチェスタ(1950年の出土)の埋蔵、アングロ・サクソン銀貨389枚を含むテトニイの埋蔵、アングロ・サクソン銀貨70~80枚を含んでいたと推測されるチェスタ(1857年の出土)の埋蔵、エドガの2枚の pening からなる¹³1951年のヨークの出土からなり、後者は、アングロ・サクソン銀貨122枚からなるチェスタ(1914年の出土)の埋蔵と1750年ごろの出土とされるミドランド北東部のそれ(注12を参照)とからなっている。

また、イングランド南部にみられる少数の「1枚だけの出土」についても、テムズ川沿いおよび以南のウェスト・サクソンの故郷には4個所が認められているにすぎない。そして、イングランドの北部と南部とでは出土した pening の様式(type)が異なり、¹⁴相互に排他的である。

つまり、銀貨 pening の埋蔵の証拠は、一応、i)エドガの鋳貨の出土がイン

12 1914年出土のチェスタの埋蔵と、1750年ごろ出土したとされているミドランド北東部のリンカン—スタムフォード地域の不明の場所の埋蔵とである。

13 出土数日後に60枚が盗難にあい、残りの多くも発見者たちによって毀されたり、捨てられたりしている。Thompson, *op. cit.*, p. 28.

14 エドガの pening の様式の分類については、Cf. Dolley and Metcalf, *op. cit.*, pp. 140-141, esp. table 4.

ランドには少ないこと、とくに王権の支配の強力であったイングランド南部において非常に少ないこと、ii) エドガの鋳貨を最も後代とするような埋蔵が多いこと、iii) 鋳貨の様式によって流通した地域に違いがあったかも知れないこと、を示しているといえるであろう。

しかも、このようなエドガの鋳貨の埋蔵の特長は、彼以後の諸王の埋蔵にも共通して認められる特長である。973年（もしくは975年）から1066年までのあいだに造幣されたアングロ・サクソン鋳貨を含み、975年ごろから1075年ごろまでに埋められたと推定されるイギリス諸島の埋蔵は全部で51個所が発見されているが、そのうち33個所がアングロ・サクソン王権の有効な支配下にあった地域——リブル川 Ribble, Lancs. とフラムバラ岬 Flamborough Head, Yorks.¹⁵ をむすぶ線から南のイングランド——に位置している。この33個所のうち、15個所は単一の様式の鋳貨からなる埋蔵であり、7個所が連続した2様式の鋳貨からなっている。つまり、 $\frac{2}{3}$ が単一もしくは連続した2様式の鋳貨からなる埋蔵ということになる。そして、残りの11個所の埋蔵は、そのすべてがエドワード Edward the Confessor の治世以後（1042—1066年）に属していることもまた興味深い。さらに、このアングロ・サクソン最終期にかんしても、単一様式の埋蔵が7個所、連続した2様式の埋蔵が2個所あって、多種の様式からなる11個所にほぼ匹敵している。

3) 造幣所数の増加とその分布。エドガによって発行された銀貨 pening は、全部で6様式あるが (British Museum Catalogue, I~VI), このうち造幣所名を圧印することが原則になったのは、最後期の発行とみなされる、いわゆる “Re-form” type (BMC, VI) からである。——ただし、チェスタ地域に限った発行と推測される “Three-Line” type (BMC, II) は、同様に彼の治世の末年の発行とみられている。¹⁶

いま、より早い時期に属するBMC, I, III, IV, Vに認められる造幣所名

15 Dolley and Metcalf, *op. cit.*, Appendix B (pp. 163-165).

16 Dolley and Metcalf, *op. cit.*, pp. 140-141.

と、末期に属するBMC, II, VIに認められる造幣所名とを較べると、前者が27個所（うち4個所が現在の地名との同定が困難）、後者が41個所（うち1個所が現在の地名との同定が困難）である。諸種の事情からして、これらの数字には（両者ともに）多少の留保が必要であるが、ともかく、5割という急激な増加率である。こうした造幣所数の増加はエドガ以後もつづき、このときからは¹⁷10年間に18個所が追加された。そのご、エセルレッド二世の治世（978—1016年）には76個所、エドワード（1042—1066年）およびハロルド Harold Godwinson の治世（1066年）には合わせて73個所が知られている。¹⁹

ところで、たんに必要な数量の鑄貨を調達するためだけならば、40個所あるいは70個所という膨大な数の造幣所はいらないはずであった。技術水準に根本的な違いのなかった12世紀の中葉以降、イギリスの造幣所数が16個所を越えたことはいちどもなく、13・14世紀には僅か4個所で需要をまかなっていたこともあった。²⁰

とすれば、エドガの末期以後の異常な造幣所数の増加には、何か別の理由がなければならない。

この点で興味深いのは、BMC, VIから知られる造幣所所在地と、その他若干の、エドガの末年に造幣所の存在が推定される地名とを地図に示し、それぞれを中心に半径15マイルの円を描いてゆくと、ハムバ川以南のイングランドの大部分が埋められてしまうことである。つまり、大多数の人びとが、歩いて1日で往復可能な距離で、最寄りの造幣所へ接近することができたのである。²¹

以上、3様の証拠の物語るところは、1)エドガ王の末年において大掛りな幣制の改革が行なわれたこと、2)エドガによって発行された鑄貨の出土が少ない（とくにイングランド南部において少ない）ことは、彼の治世の末年に鑄貨の

17 Dolley and Metcalf, *op. cit.*, pp. 144–145.

18 Dolley and Metcalf, *op. cit.*, pp. 144–146.

19 North, *op. cit.*, pp. 131–135.

20 Dolley and Metcalf, *op. cit.*, p. 147.

21 Dolley and Metcalf, *op. cit.*, pp. 147–152, esp. figures i. ii.

回収がなされ、そのうえで新様式の pening が発行されたことを示唆していること、3) 造幣所数の急激な増加と分布の特長も、新・旧貨の引き替えを容易にするための方策だったと考えられること、そして、4) このような全面的な旧貨の回収と新貨の発行をともなう貨幣制度の改革は、その目的が銀貨 pening の有効性に時間的な制限をもうけることにあったのではないかと考えられることである。

そして、エドガの末年に採用された “Small Cross” type (BMC, VI) は、エドワードの治世 (975—978. 3. 18) を経て、エセルレド二世の初めまで維持された。エセルレドはその37年間の治世 (978—1016. 4. 23) に6様式を発行し、つぎのエドマンド Edmund (Ironsides) の数カ月の治世 (1016. 4—1016. 11. 30) につづくカニユート Cnut の時代 (1016—1035. 11. 12) には3様式が発行されている。このことから、こんにちでは、エドガの幣制改革を彼の戴冠式の年である973年に繰り上げ、以後6年周期での鑄貨の様式の変更(回収と新貨の発行)を主張する見解が有力である。²²

このような一定の周期で鑄貨の様式を変更し、それにともなって旧貨を新貨に引き替えさせるような(貨幣の有効性に時間的な制限をくわえるような)貨幣制度は、明らかに担税貨幣の特長を示しているといえることができる。この点、エドガ王の第3法典第8条において、イギリス史上はじめて、鑄貨の受領強制が法定されていることも(上述の事柄とあわせて考えると)²³ はなはだ印象的な出来事となってくる。

とすれば、第1節であげた担税貨幣であるための条件のうち、残るのは鑄貨

22 973—1035年が6年間隔、1038—1050年が2年間隔、1050—1065年が3年間隔でそれぞれ鑄貨の様式が変更されたという主張である。Dolley and Metcalf, *op. cit.*, pp. 152—154; Dolley, *op. cit.*, pp. 24—25. これにたいし、975—1038年を7年間隔(以後は同じ)となすペーテルソンの主張がある。

H. Bertil A. Petersson, *Anglo-Saxon Currency — King Edgar's Reform to the Norman Conquest*, Lund, 1969, pp. 72—87.

23 Felix Liebermann, *Die Gesetze der Angelsachsen*, Bd. I, Halle, 1903—1916, SS. 204—205; Whitelock, *Engl. Hist. Documents*, i, p. 397. なお、鑄貨の受領強制は、エセルレド二世の第4法典第6条、カニユートの第2法典第8条にも繰り返されている。Liebermann, *a. a. O.*, SS. 234—235, 314—315; Whitelock, *op. cit.*, p. 420.

の額面価値と金属価値の差額の問題だけである。この点はどうだったのであろうか。

IV

こんにちまでのところ、アングロ・サクソン末期の銀貨 pening の量目についての纏った研究²⁴は、スマート V. J. Smart (née Butler) の研究²⁵と、ペーテルソン H. Bertil A. Petersson の研究²⁶とである。

スマートは、大英博物館所蔵の、エドガの改革 (973年) からカニユートにいたるまでの、主としてエセルレド二世とカニユートによって発行された pening の量目を検査した。

彼女によって得られた結果を要約すると、つぎのページの表のようになる。

そして、検査の結果なり、過程なりから得られた一応の結論として、スマートは3つのことをあげている。²⁸ 1) 各様式ごとに、とくに連続した様式のあいだ

24 銚貨の金属価値を考えるさい問題になるのが量目と品位であることはいうまでもない。それゆえ、もっぱら量目の検査——この方がより容易である——に依存して金属価値の大きさを論議しようするためには、品位がほぼ一定であったということが前提されていなければならない。アングロ・サクソン銀貨は銀と銅の合金（ごく少量の亜鉛がまじる）であり、品位は高いと一般にいわれてきた。ところで、品位（純度）を測るには大別して4通りの方法がある。1) 視覚と触覚による方法、2) 比重測定による方法、3) 化学分析による方法、4) 分光分析による方法、である。最良の方法は化学分析であるが、これは銚貨そのものを破壊してしまうので、それほど大規模には採用できない。また、分光分析は費用が高くつく。とすれば、比重測定による方法ということになるが、実施された結果では約25%の誤差を生じている。したがって、まだ決定的なことがいえる段階ではない。ただ、フォーブス J. S. Forbes とダラディ D. B. Dalladay が化学分析と分光分析を併用した検査の結果では、“Trefoil Quadrilateral” type ないしは “Short Cross” type と考えられる1例（1047年のロンドン造幣所の製造）が純度52.2%であったのを除いて——他にもう1例、同年、同造幣所、同様式の銀貨が72.3%——970年から1063年にいたるまで、だいたい純度90%を前後している（最高は96.4%）。中世の技術では98.3%以上の純度の銀貨は製造できなかったといわれているので、アングロ・サクソン銀貨は、従来いわれてきたように、一般的に品位が高く、しかも安定していたといえることができるであろう。Cf. Petersson, *op. cit.*, pp. 156-161, 260-263.

25 V. J. Butler, *The Metrology of the Late Anglo-Saxon Penny: The Reign of Æthelræd II and Cnut*, in: *Anglo-Saxon Coins*, pp. 195-214.

26 Petersson, *op. cit.*

27 Butler, *op. cit.*, p. 214 (table 20).

28 Butler, *op. cit.*, pp. 210-213.

流通期間	様 式	基準量目 (グレイン)	備 考
973- 979	First Small Cross	24.0	次第に下がってゆく
979- 985	First Hand	25.5	
985- 991	Second Hand	22.5	
991- 997	Crux	25.5	
997-1003	Long Cross	27.5	
1003-1009	Helmet	22.5	2つ以上の基準があったか
1009-1017	Last Small Cross	27.0-20.0	
1017-1023	Quatrefoil	22.5-16.0	
1023-1029	Pointed Helmet	18.0	基準がよく維持されている
1029-1035	Short Cross	18.0	
			同上

においても、量目に変動が認められる。しかも、この変動には上昇と下降とがあって、一貫した価値の減少を示してはいない。さらに、2) 同一様式のなかでも量目に変動があり、それはエセルレド二世の “Last Small Cross” type とカニュートの “Quatrefoil” type においてとくに顕著である。一方、カニュートの最後の2つの様式 (Pointed Helmet, Short Cross) が比較的量目が安定している。これらの事実から推測して、同一様式のなかでの量目の変動が、政治的な安定度と何らかの関係をもっているかも知れないこと。また、3) 同一様式のなかでの量目の変動に関連して、この時期の pening にはその額面価値と金属価値とに違い (前者が大きい) があり、この過大評価 (overvaluation) の事実、すなわち、重い鋳貨も軽い鋳貨も、ともに1ペニの価値をもつ貴金属を含んではいないという事実が、鋳貨の金属価値の相違の効果を最小にしていたのではなかったかとみられること。と同時に、異なる量目をもつ鋳貨に同一の購買力を保証しえたことは、アングロ・サクソン末期の「政府」の能力についても若干の手掛りを与えてくれることである。

ペーテルソンは、主として北欧諸国に保存されている40,466枚のエドガの改革以後の pening を吟味し、そのうち量目の検査対象としての欠陥をもたない²⁹ 34,707枚を選んで研究を行なった。

29 時代別の鋳貨の総数と検査対象数はつぎのとおりである。 Petersson, *op. cit.*, p. 70.

	975-978	978-1016	1017-35	1035-42	1042-66	合 計
総 数	395	16,949	14,635	3,190	5,297	40,466
検 査 数	340	13,995	12,538	3,051	4,783	34,707

彼によって得られた諸結果のうち、スマートの数字との比較に好都合な部分を抜き出すと、つぎの表ようになる。³⁰

流通期間	様式	平均量目 (グレイン)	備考
975-982	Small Cross	22.2	Edg. 23.5→Edw. 21.3 →Ethel. 20.2
982-989	Hand	22.2	
989-996	Crux	22.9	
996-1003	Long Cross	24.3	
1003-1010	Helmet/Ornamental Cross	21.0	
1010-1017	Last Small Cross	20.4	
1017-1024	Quatrefoil	16.4	
1024-1031	Pointed Helmet/Ann. Cross	15.8	
1031-1035	Circled Short Cross	16.5	
1035-1038	Jewel Cross	16.5	
1046-1048	Trefoil Quadrilateral	16.4	
1048-1050	Short Cross	15.7	
1050-1053	Expanding Cross	21.3	16.8(軽)/25.5(重)
1053-1056	Pointed Helmet/Cres. Cross	19.9	
1056-1059	Sovereign/Eagles	20.0	
1059-1062	Hammer Cross	19.6	
1062-1065	Facing Small Cross	16.4	
1065-1066	Pyramids	19.6	
1066	Pax	20.1	

ペーテルソンの結論のうち、最も重要と思われるのはつぎの2つであろう。

- 1) エドガの改革からノルマン征服にいたるまでの23様式の pening は、各铸貨とも、かりに造幣のさいの控除(課税)が $\frac{1}{3}$ であったとすれば(つまり、過大評価が $\frac{1}{3}$ であったとすれば)、そのほとんどがボーリンの過大に評価された铸貨(overvalued coin)にかんする法則が妥当するような範囲に入っている。すなわち、標本として検査された34,707枚の pening のうち、33,910枚(97.7%)がボーリンのいう「変化の自然の範囲」にあり、変化の上限 $(2ma/2a-1)$ を越える铸貨は125枚(0.4%)、下限 $[2m(a-1)/2a-1]$ を下回る铸貨は649枚(1.9%)にすぎない。³¹(ただし、この数字には「極大の変化」をしていると推

30 Petersson, *op. cit.*, pp. 87, 234-235 (table 39).

31 下限を下回る铸貨の方が圧倒的に多いのは、事柄の性質からみて当然であろう。第2節を参照。

測される, Last Small Cross, Quatrefoil, Short Cross, Expanding Cross の 4 様式の³² 鋳貨は除外されている。) 2) エドガの改革以後の pening のような有効性に時間的な制限をもつ鋳貨は, 時間の経過にしたがってその過大に評価された価値を減じてゆくことになるが, それを補償するために, 国家は, 相次いで発行される様式の鋳貨の量目を, 次第に軽くしてゆくような政策をとったと思われる。³³

以上, スマートとペーテルソンの結論を略述したが, ここで注意しておかなければならないことが 1 つある。それは, 各様式の pening の基準量目といっても, スマートとペーテルソンとでは基準値の取り方に相違があることである。スマートが用いているのは最頻値 (mode) であり, これは英・米の古銭学者が一般的に用いている数値である。これにたいし, ペーテルソンがあげているのは (算術) 平均値 (mean) である。したがって, 単純に両者を比較することはできないのである。

古銭学上, 特定の様式の鋳貨の基準量目をどう定めるか, 基準としてとられる数値には一応 4 種類がありうる。平均値, 最大値 (maximum), 最頻値, 中央値 (median) がそれであり, これらのいずれを採用するかは, 対象となる鋳貨群——このばあいにはアングロ・サクソン末期の銀貨 pening ——の性格をどう捉えるかによって, つまり, 研究者の基本的な認識の相違によって大きく左右されるのである。簡単に説明すると,

まず, 造幣の技術的な水準をどう捉えるかによって基準値の取り方が違ってくる。1) 造幣技術が未熟で, 製品にかなりのばらつきが生ずるのを免れえなかったと考えれば, その偏差は当然プラスとマイナスの双方に生じるはずで, 基準値には平均値が望ましいということになる。(ただし, 標本数が非常に少ないときには, 中央値が望ましい。) これにたいし, 2) 造幣技術が相当高度であったと考えれば, 最頻値もしくは最大値が望ましいことになる。すなわち, 技術水準が高ければ, 当局の定めた基準量目が大多数の製品にかんして達成でき

32 Petersson, *op. cit.*, pp. 100-101, 238-239.

33 Petersson, *op. cit.*, p. 162.

るはずであり、残存標本中の最頻値が当初に定められた基準量目ということになる。他方、最大値を基準量目とみる理由は、当局が鋳貨を造幣するにあたって、意図した量目よりも重い鋳貨を造らないように努力したと考え、また、それにもかかわらず基準値を上回る鋳貨が市場へ出たばあいには、問題の鋳貨を入手した人びとによって直ちに鋳潰されたであろうと考えるところにある。つまり、このばあいには、残存標本中の最大値が当初の基準量目だったということになるのである。

つぎに、貨幣（このばあいは鋳貨）にたいして、金属主義的な見方をするか、名目主義的な見方をするかによっても、基準値の取り方は変ってくる。1) 特定の鋳貨群（様式・発行）の基準量目のみならず、個々の鋳貨についても基準となる量目、正しい量目があったとみれば、当然、最頻値が基準値ということになる。しかし、2) そのような個々の鋳貨にかんする正しい量目というものは存在せず、たんに一定量の貴金属から、定められた枚数の鋳貨を造ることが目差されていたにすぎないと考えれば、その集団（様式）の鋳貨の基準値としては平均値が正しいことになる。

スマートとペーテルソンの基準値の取り方が違うのは、この後の方の理由によるものである。³⁴ とくにペーテルソンが基準値として平均値を採用したことの根底には、ボーリンのいう「税金を含む鋳貨」 charged coin（彼のいう「過大に評価された鋳貨」 overvalued coin）の性格の捉え方——鋳貨の価値を決定するのはかならずしもその金属価値ではないという考え——³⁵ があるのである。

しかし、基準量目として最頻値をとるにせよ、平均値をとるにせよ、また、標本として大英博物館所蔵の鋳貨を使用するにせよ、主としてスウェーデンに保存されている（ヴァイキングの活動とむすびついた）鋳貨を使用するにせよ、

34 ペーテルソンによる同一の極印から複製された鋳貨 (die-duplicates) の調査結果 (Petersson, *op. cit.*, tables 49a, b, c.) から判断すると、アングロ・サクソン末期の造幣職人は、量目の公差を小さな範囲にとどめる相当高度な技術を修得していたと思われる。すなわち、この時代に属する上下とも同一の極印、および上下のいずれか一方が同一の極印から造られた鋳貨の約率が 0.9 グレイン (=0.06 グラム) 以下の重量の差しかもっていないからである。 Cf. Petersson, *op. cit.*, pp. 140-146.

35 Petersson, *op. cit.*, pp. 19-25.

アングロ・サクソン末期の銀貨 pening が何らかの程度その金属価値よりも過大に評価されていたことは間違いない事実のように思われる。

とすれば、担税貨幣についてボーリンのあげた3つの条件は、エドガの改革以後の pening にすべて認められることになる。アングロ・サクソン末期の pening が、その重要な機能として徴税手段機能をもっていたことは、ほぼ確実であろう。

V

エドガの幣制改革以後の銀貨 pening が担税貨幣であり、したがって、その金属価値に比して何らかの程度過大に評価されていたことは確かであるとしても、なお問題なのはその過大評価の程度であろう。この点にかんし、既発表の最も包括的な研究は上述のペーテルソンの研究である。彼はそのなかで $\frac{1}{3}$ の過大評価を指摘していた。そして、こんにちまでのところ、彼の検査に匹敵するほどの大規模な調査が行なわれた例はないし、また、過大評価の程度について他の数値が主張されたこともない。しかし、だからといって、方法論的に、ボーリン=ペーテルソンの研究が全面的に承認されているわけではない。ここでは、最も纏ったペーテルソンへの批判として、ライアン C. S. S. Lyon の指摘する問題点をあげておこう。³⁶

まず、スカンディナヴィアで出土した pening が、アングロ・サクソン鑄貨の量目の研究にとり、標本としてはたして適当かどうかという問題がある。

ペーテルソンは、もとより、彼が使用した鑄貨が「かつて存在した鑄貨の供給からの無作為の標本とみなされ³⁷うる」ことを主張している。しかし、ライアンは、全体としてみたばあい、ペーテルソンの提示した量目のパターンは、イギリスの造幣所によって発行された鑄貨の典型的なものとはかならずしもいえ

36 C. S. S. Lyon, Variations in Currency in Late Anglo-Saxon England, in: *Mints, Dies and Currency — Essays dedicated to the Memory of Albert Baldwin*, ed. by R. A. G. Carson, London, 1971, pp. 101-120.

37 Petersson, *op. cit.*, p. 69.

ないという。その理由は、1)この時代のアングロ・サクソン pening には、同一様式のなかでも、その発行の初期と終期とでは量目に違いがあること、2)量目に地方的な偏りがあり、シャイアごとに造幣所の統制が行なわれていたことを推測させるため、スカンディナヴィアで出土したデインゲルド、ヘレゲルド時代の鋳貨は、その構成からみて、イングランド東部の造幣所と西部の造幣所の、また、同一発行中の初期の鋳貨と後期の鋳貨の、真に代表的なものとはいえないことである。たとえば、カニユートの “Quatrefoil” type のばあい、発行の比較的初期の鋳貨からなる大英博物館所蔵のものと、ペーテルソンの提示するデータとではかなりの違いがあり（前者が重い³⁸）、また、地方的な偏りについても、エセルレッド二世の “Long Cross” type などその事例が多いといっている³⁹。

つぎに、ポーリン＝ペーテルソンの理論が、銀の地金にかんする自由市場を前提にしていることに疑問がもたれている。

造幣に必要な銀が入手される源泉は、1)新貨との引き替えに持ち込まれる旧貨、2)輸出された財貨の見返りに入ってくる外国の鋳貨、3)国内で所有されている銀の延金ないし鋳塊、4)輸出された財貨の見返りに入ってくる外国の銀地金ないし延金、5)国内で新たに採掘された銀、の5つである。これらさまざまな源泉にたいし、王権によって課される税金が定率であったと考える必要はないのではないか、とライオンはいう。国内で新たに採掘された銀とか、外国から入ってくる銀地金など（王権にとっての主要な収入の源泉）には高率の税金を課し、他方、旧貨には低率の税金を課す——つまり、より有利な条件で新貨と引き替える——という方法も十分考えられることであり、それはまた、重い旧貨が密かに鋳潰されることへの安全弁にもなる。さらに、銀にたいする王権の独占があったと考えれば、少なくとも国内的にのみ限り、事情は一変する。このばあい、一般の人びとは、おそらく、新・旧貨の交換比率（つまり、旧貨

38 大英博物館所蔵の “Quatrefoil” type は、その大部分が18世紀末に出土したキングスホウム Kingsholm, Glos. の埋蔵からなっている。Lyon, *op. cit.*, pp. 111, esp. table 4.

39 Lyon, *op. cit.*, pp. 106-112.

が切り下げられる程度)にしか興味をもたなくなり、ボーリンの理論は成り立たなくなるであろう。

さいごに、ボーリン＝ペーテルソンの理論が、定率の造幣税を前提にしていることへも疑問が出されている。

エドガの幣制改革以後の23様式の pening の大部分が $\frac{1}{3}$ の造幣税というパターンに当て嵌まるというペーテルソンの結論にたいし、ライアンは、この結果が重要であるとは認めつつも、しかし、そのことが直ちにこれらの様式の鑄貨が $\frac{1}{3}$ の定率の造幣控除にもとづいて製造されたことを証明するものではないという。ボーリンの基本法則は、 $w2/3[w(a-1)/a]$ の最も軽い量目基準に対応する造幣控除が $\frac{1}{3}(1/a)$ であって、より重い量目基準に対応する控除がより小さかったとしても、いぜんとして妥当する。事実、それは、何らかの量目基準 kw (k は分数) にたいする控除が少なくとも $(1-k)$ であれば満足されるのである。つまり、造幣控除が可変的な比率であっても一向に差しつかえないのである。